

令和7年3月4日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和7年3月4日
開会 16時15分 閉会 17時17分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 荒 貴賀
副委員長 小田新紀
委員 塚本逸彦 内山美穂子 長谷陽子 谷口和弥
議長 寺林俊幸
- 4 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明
住民生活部長 寺田 治 住民課長 佐々木一成
国保医療係長 佐々木哲也
保健福祉部長 亀田貴仁 保健課長 西嶋 慎
高齢者支援係長 岩岡こずえ
- 5 傍聴者 酒井はやみ 野原恵子 石川康弘 中橋友子
- 6 事務局 事務局長 合田利信 議事課長 佐藤勝博 庶務係長 菅原美栄子
- 7 審査事件及び審議内容
 - 1 付託された議案の審査について（別紙）
 - (1) 議案第31号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - (2) 議案第35号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
 - 2 委員会活動のまとめ（2年間の総括）について
正副委員長で原案を作成することとした。
 - 3 次回の委員会の開催日程について
3月13日(木)、午後1時30分から開催することとした。
 - 4 その他

民生常任委員会委員長 荒 貴賀

◇審査内容

(開会 16:15)

○委員長(荒 貴賀) ただ今から、民生常任委員会を開会します。

これよりインターネット中継を始めます。

これより1、付託された議案の審査についてを議題といたします。

(1)議案第31号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例および(2)議案第35号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

審査の進め方ですが、議案ごとに説明、質疑を行った後、説明員に退席していただき、各委員のご意見を伺った上で、討論、採決を行いたいと思います。

はじめに、(1)議案第31号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長(寺田 治) 議案第31号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本日配布しました補足資料と、議案説明資料を使ってご説明させていただきます。

先ほど、副町長から議案説明資料に基づき、保険税率の改正する内容の提案説明をいたしましたので、私からは今回提案する改正案税率の算定根拠についてご説明いたします。

それでは、補足資料の表紙をめくっていただきまして、右下1ページをご覧ください。

はじめに、国民健康保険基金残高の推移についてご説明いたします。

現行税率を維持した場合における今後の国民健康保険基金の残高の推移を示したものでございます。

こちらは昨年12月に開催されました本委員会の所管事務調査においてお示ししたものをベースに、令和6年度の決算見込額、令和7年度の基金取り崩し予定額を反映させたものとなります。

緑色の折れ線グラフは右端の縦軸を基準とする基金の残高を示しており、棒グラフは、左側の縦軸による中央の0の値を示す横線を基準に、上向きの青色棒グラフが基金への積立額、下向き赤色棒グラフが基金からの取崩額であります。

令和4年度以降、基金からの取り崩しが続き、令和6年度の決算見込額で9,724万7,000円の赤字となる見込みであります。

このまま現行税率を維持した場合、折れ線グラフの一番右端の赤丸で囲った箇所になりますが、令和8年度には基金が底をつき、3,362万4,000円の財源不足となる見込みです。

次に、補足資料2ページをご覧ください。

国保税率の改正イメージ図になります。

過日、北海道から令和7年度の納付金ベースから推計した、令和12年度の統一保険料率が公表され、その目標税率を見据え段階的に見直すイメージ図となります。

先ほどご説明したとおり、令和8年度には基金が底をつくため、令和7年度から令和12年度の統一保険料率に向け段階的に見直しを行う考えであります。

次に、補足資料3ページをご覧ください。

今説明した内容を数字に置き換えたものでございます。

各年度の保険料率はこのようになります。

はじめに、基礎課税額（医療分）の表をご覧ください。

表の下、欄外をご覧ください。按分計算式となりますが、所得割率は 0.38 パーセント、均等割額は 800 円を毎年引き上げ、平等割額は 100 円毎年引き下げようとするものでございます。

本日も提案した改正条例の対象年度となる令和 7 年度をご覧ください。

所得割率を、令和 6 年度の 6.6 パーセントから 6.98 パーセントに、均等割額を令和 6 年度の 2 万 5,000 円から 2 万 5,800 円に、平等割額を令和 6 年度の 3 万 200 円から 3 万 100 円に改めようとするものであります。

次に、後期高齢者支援金等課税額の表をご覧ください。

同じく表の下、欄外の按分計算式のとおり、所得割率は 0.06 パーセント、均等割額は 300 円、平等割額は 100 円を毎年引き上げようとするものでございます。

令和 7 年度については、所得割率を令和 6 年度の 2.3 パーセントから 2.36 パーセントに、均等割額を令和 6 年度の 7,400 円から 7,700 円に、平等割額を令和 6 年度の 8,200 円から 8,300 円に改めようとするものであります。

次に介護納付金課税額の表をご覧ください。

同じく表の下、欄外の按分計算式のとおり、所得割率を 0.09 パーセント毎年引き上げようとするもので、令和 7 年度につきましては、所得割率を令和 6 年度の 1.5 パーセントから 1.59 パーセントに改めようとするものであります。

均等割、平等割の改正はございません。

次に、補足資料 4 ページをご覧ください。

改正後の税率により試算した基金残高の推移についてであります。

赤の棒グラフのとおり令和 8 年度までは税込不足を基金から取り崩しながら運営し、令和 9 年度以降は青の棒グラフのとおり黒字に転じるという試算結果となります。

令和 12 年度の統一保険料率は、毎年、北海道において被保険者数や医療費の推計を行い、必要となる納付金額を算定し、統一保険料率の推計を行うため、令和 9 年度以降、黒字となった場合には、過度に基金を保有することなく、税率の据え置き財源に活用し、被保険者の保険税負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

それでは、議案説明資料 60 ページをお開きください。

今説明した改正案の数字が 60 ページの基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の税率改正案 (B) に、次のページの介護納付金課税額の税率改正案 (B) に反映しております。

60 ページの基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の平等割の表中に「特定世帯」と「特定継続世帯」と表記しておりますが、この「特定世帯」とは、例をあげて説明しますと、それぞれ国保に加入されているご夫婦二人暮らしの世帯が、どちらか一方が 75 歳に到達し後期高齢者医療制度へ移行した場合、残りの国保加入者が 1 人になってしまう世帯を「特定世帯」と言いまして、平等割を 5 年間、2 分の 1 に減額するという制度です。

「特定継続世帯」は特定世帯の状態が 5 年間経過し、引き続き国保加入者が 1 人の場合は「特定継続世帯」となり、平等割を 3 年間、4 分の 3 に減額する制度で、改正案 (B) のとおり改めようとするものでございます。

62 ページをお開きください。

4 点目の「国民健康保険税の減額」についてであります。

世帯の所得が一定以下の場合に、応益分である均等割額と平等割額の7割、5割または2割を減額すると規定していることから、(1)基礎課税額に係る減額の表と、次のページになりますが、(2)後期高齢者支援金等課税額に係る減額の表のとおり、減額する額を改正案(B)の金額に改めようとするものであります。

64 ページになります。

未就学児の被保険者均等割に係る減額です。

令和4年度から未就学児、これは6歳に達する日以降の3月31日までにある被保険者でございますが、国保税のうち基礎課税額と後期高齢者支援金分の均等割額を5割軽減するとされ、世帯の所得が一定以下の場合においても、法定軽減となる7割、5割または2割の軽減後の額の5割に相当する額を減額するものであります。

表のとおり、減額する均等割額を改正案(B)の金額に改めようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長(荒 貴賀) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

私、荒も委員として、質疑を行わせていただきたいと思います。

このことから、幕別町議会会議規則第68条の2の規定により、委員席に着くとともに、この間、委員長としての職務を行うことができないことから、幕別町議会委員会条例第11条第1項の規定に基づき、小田副委員長が委員長の職務を行います。

小田副委員長、よろしくお願いたします。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○副委員長(小田新紀) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本議案について、質疑のある方は挙手願います。

荒委員。

○委員(荒 貴賀) 今回、国民健康保険税が引き上がるということで、何点か内情についてお聞きしたいと思います。今回の改定で一人当たりの保険税を金額にしてどれくらい上がるのか教えていただけますか。また、令和12年度に統一保険税が記載されています。令和6年度と比べて、12年度はいくらほど上がるという想定されているのかお聞きしたいと思います。次に、幕別町の国民健康保険加入者は決算資料によると、令和6年度は見込みで5,500人とありました。で、幕別町の人口が約2万5,000人ですので、約5人に1人が加入している状況にあります。で、現在国保の加入者世帯と人数がどれほどになっているのか、正確に教えていただきたいのと、総収入200万円以下の世帯や人数がどのくらいの方がいらっしやるのかお聞きしたいと思います。あと、7割5割2割の軽減世帯についても、世帯数がどれほどか、また総世帯に占める割合についてお聞きします。今回の統一化に向けて、他町村の動きがわかれば教えていただきたいと思います。

○副委員長(小田新紀) 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） まず、今回の税率改正によって一人当たりどのくらい税負担が上がるかという部分でございます。うちのほうで3パターンほどシミュレーションをしたデータがございますので、そちらのほうで述べさせていただきます。まず、給与収入が276万円、課税所得にして182万円の世帯。40代夫婦で子どもが二人、二人とも就学児であります。この4人世帯でいきますと現行で令和6年度の保険税につきましては、こちらは2割軽減の適用を受けておりまして、年額が30万2,300円で、こちらは改正案の税率に置きかえて計算をいたしますと、こちらが31万3,300円となりまして、差し引き1万1,000円の増額というかたちとなります。もう一つのシミュレーションでこちら条件といたしましては、年金収入は190万円の夫婦二人のみの世帯で、こちらにつきましてはこのケースですと法定軽減が5割軽減の適用を受けておりまして、令和6年度の税額でいきますと8万4,500円。それを令和7年度の改正案の税率に置き換えますと8万7,100円となりまして、差し引き2,600円の増額となります。最後三つ目のシミュレーション。こちらは年金収入が190万円の単身世帯になりますが、こちら法定軽減5割軽減の適用を受けておりまして、令和6年度につきましては6万8,300円。こちらが改正案に置き換えますと7万400円となりまして、差し引き2,100円の増額となります。令和12年度、いわゆる統一保険料率につきましては、本日追加で補足資料としてお配りしました3ページに記載をしておりますが、基礎課税額につきましては、所得割が8.9パーセント、均等割額が2万9,000円。加入世帯につきましては、3,455世帯ですが、申し訳ありません、被保険者数はおさえておりません。所得で200万円以下の世帯数は、2,585世帯となっております。全体の3,455世帯に対する割合といたしましては74.8パーセントとなっております。あと、法定軽減の世帯数、人数でございます。世帯数のみのデータになりますが、7割世帯につきましては1,112世帯で、全体に対する割合といたしましては32.2パーセント。5割世帯が534世帯、割合でいきますと15.5パーセント、2割世帯でいきますと399世帯、割合でいきますと11.5パーセントとなっております。他市町村の動きでございます。令和7年度の保険料率の改正を予定しているところでございますが、帯広市、士幌町、上士幌町、鹿追町、芽室町、中札内村、更別村、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町そして幕別町で引き上げということで、19市町村中12市町村で税率の引き上げを予定してございます。ほとんどの町が6月の定例会までに提案をする予定と聞いてございます。

○副委員長（小田新紀） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） やはりかなり所得の低い世帯の割合が多くなってきています。200万円以下でも、7割の方が国保に加入し、厳しい状況が想定されていると思います。人数がちょっとわからなかったものですから、細かいところはわかりませんが、現状において、これだけ厳しい状況にあるということは理解いたしました。もう一つ、先ほどちょっと言葉足らずで申しわけなかったのですが、今年と比べて、金額にして最終的にどれぐらいの引き上げになるのかというのが知りたかったのです。今、3パターン示していただいたのですが、軽減なしで単純にこれだけの一人に保険税が加算されますよ、増えます、令和6年度と比べて12年度にはこれだけ引き上げることを町として行うという数字が欲しかったのですが、あくまで想定でいいので、もし可能であれば令和12年度はどうですか。

○副委員長（小田新紀） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 申し訳ございません。令和12年度につきましてはちょっと変動要素が大きいものですから、試算の方は行ってございません。

○副委員長（小田新紀） 荒委員の発言が終わりましたので、荒委員は、委員長席に復してください。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（荒 貴賀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） なければ、議案第31号に対する質疑は、以上で終了いたします。

説明員の方、どうもありがとうございました。

説明員が変わりますので、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（荒 貴賀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、(2)議案第35号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 議案第35号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

この度の改正内容につきましては、先ほど説明がありましたので、私からは別途、お配りしました補足資料、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例（布団洗濯乾燥サービスの廃止）についてに基づきまして、説明をさせていただきます。

民生常任委員会資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

補足資料一つ目の事業の経過であります。

布団洗濯乾燥サービスにつきましては、布団の洗濯や乾燥が困難な高齢者の衛生環境を保つため、平成5年4月から高齢者福祉サービスの一つとして実施してきたところでございますが、この間、ベッド、布団クリーナーの普及や抗菌、消臭、速乾性など寝具の機能性の向上等により、近年、高齢者世帯においても、寝具類の布団洗濯乾燥の頻度が低くなっております。このため、令和2年10月から本事業の対象者や利用回数を見直すとともに、高齢者日常生活用具購入支援事業の種目に布団乾燥機を追加し、介護用品等給付事業の対象品目に防水シーツを加えることで、衛生面の充実と介護用品に対する一人当たりの支給額を月額5,000円から6,000円に増額することで、在宅の方の経済的負担の軽減を図ってきたところであります。

二つ目の利用者の状況であります。

利用対象者は、身体が虚弱なため布団乾燥が困難であり、要介護認定において要介護4または要介護5と認定された方としておりますが、介護保険の福祉用具貸与サービスによ

るマットレスの定期的な交換や防水シーツの仕様などにより、衛生環境を保つことができるため、寝具類の洗濯乾燥のニーズは低い状況であります。表に記載しておりますとおり、令和4年度から本事業の利用者はなく、登録者につきましても本年度からゼロ人となっております。

三つ目の事業の廃止であります。

本条例の施行期日を令和7年4月1日と定め、本事業を本年度をもって、廃止するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑がある方は、挙手をお願いいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 1点お尋ねします。この事業の対象が要介護4、5、そういうことの中ではかなりランクとしては重たい、そういう状況なのだと思うのです。そういう方にとって説明にもあった介護ベッドレンタルという取組、それだけの介護度があれば使う。その中で衛生が保てるというのは、説明としては非常に理解ができるものなのです。言いたいことは要介護4、5と限定していて、今一人がゼロになったよとそういうことですよね。この対象を広げた事業となったらどうなのでしょう。例えば要介護2、3、4、5となれば、私は手挙げる人がいるのではないかなと思うのだけれども、その辺どうでしょう。どんなふうに予想されますか。

○委員長（荒 貴賀） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 本事業につきましては、令和2年改正前は要介護4、5に限定せず、幅広い高齢者を対象としておりました。しかしながら、実際にその制度を実施した上で、いろんな高齢者日常生活用具購入支援事業で布団乾燥機を追加、介護用品等給付事業で防水シーツを加えました。当時は寝たきりで布団引いたままで、そして素材としても綿とかそういった素材が悪かったので、それを衛生的に保つためということで実施した事業であります。この間、布団の素材が変わってきて、よりよい快適な低反発のものを使ったりだとか、いろいろな素材がよくなって、その時代が変わってきたという判断をしております。そのため、委員おっしゃったように広げた場合ということを考えてときに、もう他のサービスがある以上、そちらを優先して使うということを見ると、対象者が広げること、利用が進むとはちょっとなかなか考えにくい状況であります。補足と言いますと、令和2年度は介護2、3の利用者が10人程度でありました。

○委員長（荒 貴賀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 時代が変わった、素材もいいものができた。そういうことの中では不衛生な状況が生まれづらいということが答弁の中の一つ柱にあったのだと思います。いろいろな高齢者の一人暮らしの実態を見る中では、なかなかそれが当てはまらない実態というものもあるのだと思うのです。何年も布団敷きっぱなしなんていうのが、実はやっぱりあることなのだと思うのです。それは素材がいいから大丈夫かということにならないし、自分でピンピン歩けるような人であったとしても、ちゃんとした指導というか、保健師さんとのアドバイスがある中で、それが保たれるようなことに近づけるということはあるのだ

と思うのです。私はすばっと切ってしまうのはいつでもできるのだと思っていて、対象枠を広げて、この人には寝具の衛生管理の手助けが必要だと判断される、例えば、保健師さんやケアマネジャーさんなどから情報があつたときには、このサービスを受け入れるような土壌を残してやるのが、非常にいいのではないかなと思うのだけども、そういう考えはありませんか。

○委員長（荒 貴賀） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 今現在、その対象者、要介護を持っている方というふうにある程度絞らせていただきますけれども、当然レンタルに至りましては、ケアマネジャーさんとケアプランをつくる。そしてレンタルの場合には福祉用具の専門相談員が必ず入って、その方に合った介護保険制度を使うかたちになっておりますので、その部分については今、こういった制度がある以上、あくまでこの布団洗濯乾燥サービスはもともとが介護保険を補完する事業という考えの下、設けた事業でありますので、介護保険制度がいろいろ幅広く利用しやすいような状況になってきておりますから、そちらを使っていたいただきたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 押し問答になっちゃうし、私の考えを町に押しつけるということにもならないわけけれども、現状の認識としてはちゃんと持っていたきたい。介護保険の認定を受けてない人の中でも寝具というか、部屋全体がとても不衛生な状態になって、足の踏み場もないような人がやはり見受けられます。そんなときに手を差し伸べる方法の手段として、今回、この介護保険補完制度から外すということはあつたにしろ、今ある布団乾燥機等を使って衛生的な状態にする、衛生的な状態に指導するような行為も必要などきにはするということを残しておくということが重要ではないかなと思うのですけれども、どうでしょう。共感してもらえますか。

○委員長（荒 貴賀） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 制度の改正が令和2年の10月から新しく変わったところでありまして、これからおおむね3年近くは経過をしてきております。そういった中で改正をしたことで利用の状況という推移を見ながら、今回、利用がないということが確認とれたものですから、そこで今回廃止をしようと考えたものであります。確かに今お伺いした話の中で、衛生的に心配な家庭があるという部分はもちろんあるかと思えます。そういった部分につきましては、介護の事業の中でもケアマネジャーが訪問したり、保健師が訪問する場面はあると思えますので、そういったタイミングで布団の衛生に関わるような事業の啓発というか、周知、普及をしていって、そういった部分の改善を必要な家庭は改善できるように、そういった部分はお話をしていきたいと思っておりますので、今回は3年ほどたちまして、利用が減ったという部分で今ゼロになっておりますことから、利用の状況からいって継続する状況にはないという判断で、廃止という考えに至ったものであります。

○委員長（荒 貴賀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） いや、答弁の趣旨はわかりました。繰り返しになるのだけども、要介護4、5の人を対象にした事業でゼロになったということの、実績がないから切るんだと言うことが、今回のあつたことで、でもその裏にもその見えないところというか、ここに反映されない人の中で、こういう仕組みが必要な人がたくさんいるのだということの認識

には立って、ケアマネジャーは介護保険の認定がないと入らないから、町の保健師さん等の専門家の力を大いに発揮してもらいながら、まあそういうことです。それに期待しています。

○委員長（荒 貴賀） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） なければ、議案第 35 号に対する質疑は以上で終了いたします。

説明員の方、どうもありがとうございました。

説明員が退席のため、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（荒 貴賀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

はじめに、(1)議案第 31 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、各委員のご意見をお伺いします。

ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

私も、委員として意見を申し上げたいと思います。

このことから、幕別町議会会議規則第 68 条の 2 の規定により、委員席に着くとともに、この間、委員長の職務を行うことができないことから、幕別町議会委員会条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、小田副委員長が委員長の職務を行います。小田副委員長は、委員長席に着いてください。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○副委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き会議を開きます。本議案についてご意見のある方は挙手を願います。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 今回の提案に対して、意見を申し添えたいと思います。国保の都道府県単位化から 7 年がたちました。今年 8 年目を迎えようという中で説明がありましたように、令和 12 年度を目途に保険料水準の統一化を目指すということでもあります。しかし、これはあくまでも目指すということであって統一するとはなっているわけではありません。あくまでも調整を行うということでもあります。最終的には北海道の国保運営委員会の運営化方針で決まるところでありますので、現状に合わせて国保の値上げを行うことに対して、かなり懸念を持っています。特に国保の保険料は、今でも同じ年収の会社員が支払う健康保険料と比べて 2 倍も高いのが実情です。高齢者の方が多く、先ほど説明があったとおり、74 パーセントが 200 万円以下という生活の中で、さらなる国保の負担は大きくなってまいります。年金や医療や介護も社会保険の負担が増えています。消費税の増税も影響しています。貧困と格差が拡大する中で、暮らしは悪化をたどっているのです。国保の引き上げは暮らしに追い打ちをかけることになると思います。この間、国保に対する国の負担率は後退してきました。国保加入者の変化が進む中で、支払い能力の限界を超えています。

国保の構造的な危機を打開するためには、全国知事会や市長会、町村会なども要望し続けている国保に国庫負担の増額、または2014年度に要望した公費を1兆円投入するなど、国庫の負担を増やすことが必要だと思います。しかし、それまで住民の生活を守らなくてはなりません。自治体が軽減策を行うべきだと、私は主張したいと思います。特に、国保税が協会けんぽと比べて著しく高くなるのは国保にしかない均等割や平等割という国保税の算定方法にあると思います。今回の改定でも、ここの割合についての税率が引き上がることによって、さらに協会けんぽとの格差が拡大することは間違いありません。家族に子どもが増えると負担が重くなるのです。子どもの貧困解消や子育てに関するさまざまな軽減負担策を進めている地方自治体の努力を消し去ってしまうのではないかという思いもあります。国保加入者の7割が200万円以下の状況が続いています。さらには収入の低い正規労働者の方や年金者の方々、本当に多くを占めています。国保税は高いという構造的な問題を持っていることで、被保険者に一層の保険料税負担を押しつけることは国保制度の根底から崩しかねないと考えます。本来、国民の住民の生命と健康を守るための医療保険制度です。生活を増大させ、医療を受ける権利を奪うということはあってはなりません。国民健康保険制度が社会保障として住民の命と健康、暮らしを守るという本来の役割を果たすために、あらゆる努力をして保険税の値上げを抑え、軽減に踏み込むことが必要と考え、本提案に対しては賛同できないと考えております。

以上です。

○副委員長（小田新紀） 荒委員の発言が終わりましたので、荒委員は、委員長席に復してください。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（荒 貴賀） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに意見はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） なければ議案第31号に対する意見は以上で終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 議案第31号に賛成の立場で討論をしたいと思います。国保税の問題については、自治体レベルで解決できる領域にはないのだということが、もうずっと言われていて、私自身もそう思っていて、いくらかの金額を、例えば一般会計から捻出するというような仕方で負担を減らそうという手段がもう通用しないのではないかと考えています。自治体がいなければならないことは、国保税のあり方をどうするかということが国レベルでの議論で語れるようにすることであって、それには議員発議も含めたそういった手法で町の提案に反対するなということではなしに、そういう立場でもって国保税の改正については臨んでいかねばならないのだと考えているのです。繰り返しになりますが、この国保

税の一部改正する条例については、やむを得ず賛成をする。そういう立場で私はいるところです。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） なければ、これより採決を行いたいと思います。

議案第 31 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対し、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決いたしました。

次に、(2)議案第 35 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、各委員のご意見をお伺いします。

ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） なければ、議案第 35 号に対する意見は、以上で終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 35 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、付託された議案第 31 号および議案第 35 号の審査が終わりましたが、議長あてに提出する委員会報告につきましては、正副委員長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で、本委員会のインターネット中継を終了いたします。

（閉会 17：04）